### 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

# 関東運輸局 自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年7月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	華洋株式会社(法人番号:7030001040993) 代表者 王 聡新
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県草加市瀬崎5-27-34 (足立営業所) 東京都足立区花畑7-6-8
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 130日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6)違反行為の概要	令和4年11月8日、令和4年11月25日及び令和4年12月16日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)乗務等の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(5)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 13点
	当該事業者の累積点数 13点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

### 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

# 神奈川運輸支局 自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年7月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社足柄観光バス(法人番号:4021001045193) 代表者 遠藤 達人
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県南足柄市怒田2807-5 (本社営業所) 神奈川県南足柄市怒田2807-5
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	令和5年6月5日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点
	当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

### 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

# 栃木運輸支局 自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年7月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社薬師寺(法人番号:4060002030507) 代表者 小室 勝男
(3) 事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県下野市薬師寺1368-2 (本社営業所) 栃木県下野市薬師寺2866-3
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6)違反行為の概要	令和5年5月31日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点
	当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)